平成３０年（フ）第２８６９号
東京都練馬区桜台４丁目９―10―101
債務者　村尾　朋美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８７０号
東京都江戸川区江戸川１丁目８―51
債務者　長沢絵利香
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８７４号
東京都足立区東綾瀬３丁目13―13―105
債務者　寺山カツ子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８７５号
東京都新宿区早稲田鶴巻町303
債務者　菅原里枝子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８７７号
東京都品川区豊町２丁目２－９―201
債務者　前原　悠希
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８８１号
東京都板橋区高島平７丁目37―２　第一サンフラワー102
債務者　吉田　　歩
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８８２号
東京都豊島区南長崎１―15―９　吉越ハウス２階、住民票上の住所埼玉県上尾市大字西門前397―24
債務者　長岡　央樹
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８８４号
東京都江戸川区船堀３丁目16―７―1105
債務者　重田奈央子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９０号
東京都葛飾区亀有５丁目48―15―207
債務者　松本　　真
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９１号
東京都江東区枝川１丁目６－８―705
債務者　小林　秀子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９３号
東京都足立区保木間２丁目21―１―201
債務者　菅原　由文
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９４号
東京都江戸川区南葛西２丁目14―18―402
債務者　新居　昌幸
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９５号
東京都世田谷区鎌田３丁目31―14　ハイムアドバンテージＡ－１
債務者　中川　裕太
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８９６号
東京都足立区千住桜木２丁目15－２－408
債務者　三浦　恵子（旧姓樺澤）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部